

## 第5回 議員定数等検討小委員会会議次第

日時：平成15年11月7日午後2時～

場所：吾北村立中央公民館 2階大ホール

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 題

- ・新町の議会議員の定数及び任期について
- ・選挙区の設定について

4 その他

- ・今後のスケジュールについて

5 閉 会

## 議員定数等検討小委員会において協議すべき事項

	1案	2案	3案
区 分	合併特例法を適用しない場合(地方自治法による原則)	合併特例法第6条を適用する場合(定数に関する特例)	合併特例法第7条を適用する場合(在任に関する特例)
議 会 議 員 の 身 分	合併関係市町村の廃止と同時に議員は失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に議員は失職する。	合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き新町の議会議員として在任することができる。
任 期	設置選挙の日から4年(地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年(地方自治法第93条第1項)	在任特例(2年以内)の範囲内
新町の議 会議員の 定数	【地方自治法第91条第2項に基づく合併関係市町村の人口(地方自治法第254条)区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。】  定数の上限:26人(人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村)  新町の議会議員の定数は、上限数26人の範囲内で協議する必要がある。	【設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。】  定数の上限:52人(人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村 26人の2倍を超えない範囲)  定数特例を適用した議会議員の定数は、上限数52人の範囲内で協議し、更に定数特例終了後の議員定数についても、上限数26名の範囲内で協議する必要がある。(地方自治法第91条第7項)	【市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が、地方自治法第91条の定数を超えるときには、同条の規定に関わらず、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とする。】  在任期間内の定数:41名(3町村の議会議員数)  在任特例期間終了後、最初に行われる一般選挙の議会議員の定数は、上限数26人の範囲内で協議する必要がある。(地方自治法第91条第7項)
選 挙 期 日	設置の日から50日以内	設置の日から50日以内	設置選挙は行わない。
補 欠 選 挙	有	有	無
選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項)		
	合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条)		各選挙区から選出される議員の数は、人口に比例して条例で定める。ただし、特別な事情があるときには、概ね人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(公職選挙法第15条8項)
協 議 す べ き 事 項  (各項目に おいての 選 択 理 由)	1 議会議員の定数は何人とするか。  2 選挙区を設けるかどうか。  3 選挙区を設けるとした場合、設置選挙のみに選挙区を設けるのか。選挙区は、旧町村単位とするのか。  4 選挙区を設けるとした場合、選挙区ごとの議員定数は、それぞれ何名とするか。(選挙区の議会議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。)	1 議会議員の特例定数は何人とするか。  2 定数特例後の議会議員の定数を何人とするか。  3 選挙区を設けるかどうか。  4 選挙区を設けるとした場合、設置選挙のみに選挙区を設けるのか。選挙区は、旧町村単位とするのか。  5 選挙区を設けるとした場合、選挙区ごとの議員定数は、それぞれ何名とするか。(選挙区の議会議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。)	1 在任期間はいつまでとするか。  2 在任特例終了後の議会議員の定数は何人とするか。  3 選挙区を設けるかどうか。選挙区は、旧町村単位とするのか。(選挙区については、合併後に定めることもできる。)

## 設置選挙を行った場合と在任特例を適用した場合等における経費の比較

### 1. 議員報酬の算定について

(単位：円)

摘要区分	議員数	任期又は期間				
		7月 (H17.4月末)	1年1月 (H17.10月末)	1年7月 (H18.4月末)	2年 (H18.9月末)	4年 (H20.9月末)
合併をしなかった場合	41人	88,016,370	163,458,972	238,901,575	301,770,410	603,540,820
設置選挙の場合	26人	59,667,846	110,811,714	161,955,582	204,575,472	409,150,945
定数特例(4年間)の場合	52人	-	-	-	-	818,301,890
在任特例(2年間以内)の場合	41人	94,091,603	174,741,549	255,391,495	322,599,783	-
経費の比較	合併しなかった場合と設置選挙の場合の比較	-28,348,523	-52,647,258	-76,945,992	-97,194,938	-194,389,875
	合併しなかった場合と定数特例の場合の比較	-	-	-	-	214,761,070
	合併しなかった場合と在任特例の場合との比較	6,075,234	11,282,577	16,489,921	20,829,373	-
	設置選挙の場合と定数特例の場合との比較	-	-	-	-	409,150,945
	設置選挙の場合と在任特例の場合との経費の比較	34,423,757	63,929,835	93,435,913	118,024,311	-

注1) ~ に掲げる経費は、合併の日(平成16年10月1日)からそれぞれの任期又は期間までに係る経費の合計額。なお、経費には、議員報酬、期末手当、旅費、負担金等を含む。

注2) 設置選挙及び定数特例、在任特例の場合の議員報酬については、伊野町の例により試算。

### 2. 在任特例を適用した場合の議場の改修経費(概算費用)

想定：伊野町の議場を使用。伊野町東会議室に議員控室を2室増設。

(単位：円)

内容	概算費用
議場及び議員控室の改修	1,830,000
議場内録音システム	1,500,000
議場内配備備品(議場テーブル、椅子)	2,923,725
消費税	312,686
合計	6,566,411

## 議員の定数及び任期に関する住民の皆様からのご意見・ご質問

### 伊野町町政懇談会でのご意見・ご質問（12地区で開催）

1. 10月1日（水）勝賀瀬地区

（質問）議会議員の在任特例を行使する場合と、行使しない場合での歳費の差額はどのくらいと試算されているか。

（答え）自治法で定められている上限26人以内で伊野町議会の報酬額をベースとすれば26人以内：約66,700千円 41人特例：約93,000千円で差額としては年間約27,000千円と見込んでいる。

2. 10月1日（水）勝賀瀬地区

（意見）議員の定数任期の問題は、当然特例を行使する場合しない場合の歳費や行政執行上のメリットやデメリットを合併協議会で慎重に審議され、結論が出されるであろうから極力費用のかからない行財政運営が行われることを念願する。

（答え）金銭的な面のみで判断すれば人数が少ない方がよいということになるが、議員数が少なくなれば、他の2村の住民の意見が反映できなくなることも懸念される。お金の面だけでははかれない効果もあると思うので、それを含めて小委員会・協議会で検討していく。

3. 10月2日（木）中追地区

（質問）合併した他県の例で、在任はいけないということで、住民グループから解職請求が起こされているようだが、この種の問題事例を想定した場合の対応は。

（答え）香川県の事例のことだと思うが、2年の在任期間は長いということでリコールがあったと思う。この件については、今、協議会の小委員会で協議中であり、まだどちらの方向とも結論は出ていない。お金がたって良くないのか、お金がたってもそれだけたくさんの知恵が出て良い結果になるのか、十分に協議して頂いている。

4. 10月2日（木）中追地区

（意見）合併後の議員の定数が41人とは幾分どう見ても多すぎるのではないか。

( 答え ) 議会議員の定数が少ないから適正行財政運営であるとの理論も一概には言えず、要は、合併小委員会や合併協議会で新町の議員定数問題について、議員の定数任期問題を包括し、それぞれのメリット・デメリットを判断するため現在審議が重ねられており、最終的には、11月～12月を目途に適正公正な判断のもと結論を導きたいと考えている。

3 町村間議会でもいろいろと定数問題に関しては意見もあるが、基本は慎重審議を深める中から、適正な方向性を探り意見の一致を図るよう協議中である。

5 . 10月8日(水)加田地区

( 意見 ) 議員の在任特例を使わないでほしい。町長と同じく合併時には設置選挙をすべきではないか。

( 答え ) 伊野町議会での話し合いの結果、特例の期間については、意見はまちまちであったが、在任特例を使うことで合意がされた。在任特例を使う理由としては、先ずは、合併を円滑に進めるため。そして、現職の議員で新町の行財政運営を一定期間見守りたいという意見。合併後発生する問題や軋轢、住民の不安を払拭するために必要との意見があった。それらの意見を集約し、合併協議会の小委員会において伊野町議会としての意見を述べた。しかしながら正式な決定は、住民の意見も聞きながら、本年の12月を目途に出すつもりであり、この町政懇談会でも意見があれば出してほしい。

( 意見 ) 伊野町の議会の動きは理解できたが、町の財政的な問題に絞って考えれば、26名にすべきと考える。住民の声を十分に聞いてほしい。特に伊野町議会が1人1人リードすべきと考える。

6 . 10月8日(水)加田地区

( 質問 ) 在任特例について、住民は反対意見が多いようだが、そのへんの意見集約はどうか。賛成意見もあるのか。

( 答え ) ハガキ等による集約では、圧倒的に反対意見が多い。しかしながら、議員さんを通じての間接意見として、特に吾北、本川の住民については、合併後に議員数が少なくなることに不安を抱いているとの意見も聞いている。

7. 10月8日(水)加田地区

(質問)新町議会の定数や選挙区の設置も未定か。投票区設置等が決まれば議員の対応も変わるのではないか。

(答え)在任特例についても決定したものではない。各町村議会でも検討しており、又合併協議会でも検討中である。

8. 10月8日(水)加田地区

(意見)住民説明会用の資料の中には、在任特例をとるとした財政シミュレーションとなっている。知らない人が見たら、在任特例を適用するように決まっているように思う。

(答え)財政シミュレーション上では、歳入は少なく、歳出は多く試算している。在任特例を適用することも、26名という数字も未決定である。一番費用がいる時は、これぐらいいるということで記載してある。

9. 10月14日(火)伊野地区

(質問)本年開催された伊野町区長会の折、議会議員は「設置選挙」すべき旨の意見も述べ文書でも申し入れもした。7区の住民にも説明もし、理解も得ている。議員の定数任期についてそれぞれの立場のお考えをお聞かせ願う。

(答え)伊野町議会でも設置選挙であるとか、在任特例を行使すべき意見は意見交換のなかで色々ございましたが、結論を申し上げますと、在任特例を行使する場合には、

- ・ 50日以内とする案 19人中6人
- ・ 半年間とする案 19人中1人
- ・ 1年間とする案 19人中1人
- ・ 18年5月とする案 19人中10人
- ・ 2年間フル行使案 19人中1人

となり、議会の意思としては、平成18年5月とする案を全員一致決定することになったところです。なお、特例を行使する理由としては、

- ・ 円滑かつスムーズな市町村合併を図るためであること。
- ・ 新町の予算(条例等)行財政状況を見極め、見守るべきであること。
- ・ 合併後派生するであろう数々の問題・軋轢・不安を払拭するための期間で

あること。

任期については、いろいろとご意見を頂いている。ルールとして、今、協議会の中の小委員会で検討している。小委員会は、住民から出された意見を参考に審議し、11月から12月を目途に協議案を絞り、合併協議会に諮られる予定である。

特例に関して申せば、法的にも認められている制度であり、小委員会での審議においては、財政的な面での検討も慎重に審議協議されるものと認識している。

10 . 10月14日(火)伊野地区

(意見)吾北村の議会議員の任期が平成16年10月半ばということは、合併期日予定後2年間延長される吾北議員は度が過ぎているのではないか。

(意見)そういったことは言わずに、どうやったらうまくいくか、3町村で考え、前向きにかつ慎重に検討されるべき問題ではないか。

(質問)町民の多くは、2年間の特例行使することには反対しているのではないか。その判断手法でアンケートなども検討されてはどうか。また、特例を行使する2年間議員歳費の差額と、41人の議員が入る議場経費にどのくらいかかるものか示されたい。24名であれば、議事堂を直す必要がないので経費がかからないという意見も聞いている。

(答え)法律で認められた特例行使は可能なものと認識している。

議場の設営に関しては、現状での改修や他の施設への転用等現時点では未定で、具体的な経費は見積もっていないが、議員関連歳費では、年間約58,000千円プラスとなり、単純2年間では、おおよそ、1億1千万程度が見込まれる。

(意見)議員の任期延長(在任特例)の問題については、全国的にも確かに批判がある。伊野・吾北・本川の現状を見た場合、吾北・本川の住民は、議員が1人もいなくなるという危機感を持っていると思う。合併は、大が小を呑むということにならないようにしなければいけない。協議会各委員は、協議事項を慎重審議し、合併後の伊野町を見据えた議論を願うものである。本川・吾北両村の村民の心情を押し量る思いやりの心を持ち、良識ある議員さんが、それぞれの立場で堂々と判断すべきと考える。

(意見)議員任期・定数については、在任特例を行使すべきと考える。将来を考えた

時、不信をかうような合併はすべきでないと考える。数で決めるようなことはすべきでない。

11. 10月15日(水)川内地区

(質問)議員の定数任期問題につき、町内の有志から公開質問状が提出されたので休会中となっているが、協議会の中でどのように集約されるのか。

(答え)議員の定数任期問題は、現在小委員会でご協議をさせていただいており、結論が出ていない状態である。3町村の住民説明会の中で、住民の声を聴いた上で、11月には、小委員会の決定を合併全体協議会で諮り、新町の議員定数問題の方向付けをしたいと考えている。

12. 10月16日(木)天王地区

(意見)町議の定数は、町の台所にふさわしくすべきではないか。町議の選出は、合併直後に行うべき。在任特例は望まない。また、議員に関することは、議員に決めさせるのではなく、別組織で決めてはどうか。

(答え)議員の在任特例等については、合併協議会小委員会の15名で意見を出して、協議会で決める。

13. 10月16日(木)天王地区

(質問)議員も人口にあった定数でスタートしてほしい。新任であるので在任特例を使いもう少し勉強したいというような声を聞くが、教員など新任ベテランの区別無く着任したときから同じ責任のもとに仕事をしている。議員も例え1年しか在任していないといえどもきちんと勉強して責任を果たしてほしい。合併後すぐ議員を定数にすれば、どれだけの節減が図られるか。

(答え)41人から26人になり、15人が減となって1年間で約5,800万円、2年間で1億1,600万円となる。現在、全議員は責任も責務も果たし、伊野町のために尽くしてくれていると認識している。

14. 10月16日(木)天王地区

(意見)議員も職を解かれると給料など困ることもあるだろうが、41人も必要であ

るか。在任特例で2年も引っ張る必要性がどこにあるか、長くても6ヶ月と思う。

(答え) 小委員会については、そこで決定されるわけではなく、意見として協議会に出されている。議員の在任については、6ヶ月も含めて協議していきたい。

15. 10月20日(月)八田地区

(質問) 2年間特例を行使せず、削減効果を発揮するといった3町村の合意はできるものかその可能性と現状はどんな状況か。

(答え) 各町村議会で話し合われたものを小委員会に持ち寄り議論をしているが、住民の声も聞いてからということなので保留となっている。各町村の住民説明会での意見を集約整理し、再度の協議を予定。小委員会で諮問した上で最終決定は、協議会で審議することとなっている。

伊野町議会の確認は、平成18年5月まで在任特例を行使。行使の理由は、スムーズな合併を図り、新町の行財政を見極め、住民の不安払拭の期間を持つため。

16. 10月22日(水)池ノ内地区

(質問) 合併後の議員定数見込みと、その選挙方法、また、3町村の議員数と吾北・本川村での意見などの状況も合わせご説明を願う。

(答え) 現在合併協議会小委員会で審議中であり、最終結論は、11月~12月うちに今般開催されている「合併説明会」で町民の皆様からのご意見なども参考にし、その方向を決定したいと思っている。

なお、伊野町議会の場合は、平成18年5月まで在任特例を行使することが確認をされており、特例行使後法定議員定数26人以内で一般選挙が執行されることとなります。現在の3町村の定数を申し上げますと、伊野町20人、吾北村11人、本川村10人の41人でございます。吾北村・本川からの意見は平成18年4月5月といった意見が協議会で報告されているところですが、いずれにしても現時点、議員定数問題は未決の状況です。

17. 10月27日(月)柳瀬出来地地区

(質問) 自分たちが思っていたことは、合併と同時に新しい議員さんが決まり、新町が誕生していくように思っていたが、最長2年間延長するのか。

( 答え ) 現在の議会議員残任期があるなしにかかわらず、在任特例を使った場合、法律で最長 2 年間認められるという制度です。

しかし、議員さんの任期を延長するとか、定数をどうするかはまだ決まってはおりません。それらの方針決定は、11 月か 12 月の協議会のなかで、合併説明会で住民の皆さんからのいろんな意見もございまして、設置選挙すべきや議員の激減に対する不安から、特例の行使期間が必要ではないかなど意見も頂いておりますので、慎重審議の上で結論を出したいと思っています。今日説明した資料は、あくまでも財政のシミュレーション上経費の算定根拠を試算するため、最大の想定を加味してあることをご理解頂ければと思います。

18 . 10 月 27 日 ( 月 ) 柳瀬出来地地区

( 意見 ) 議員の定数特例に関して、聞くところによると合併協議会の小委員会では、定数問題等はまだ決められていないが、大勢は、特例を 1 年とか 2 年行使する案になっているとお聞きしている。町の議員協議会を傍聴したときに、ある議員さんから、老人会や区長会は、住民の代表ではない。私たち議員が住民の代表だから、私たちだけで決めたらよい。と発言された議員さんがいた。議員さんの考えがそんなことでしたら、区長会が住民の代表でなければ、文書もすべて議員さんに配ってもらいたいという思いもある。

特例を行使すると総務課の試算では、おおよそ 2 億円ぐらいの余分な経費がかかると言われるが、歳入で言う交付税の中には議会費は一銭も算入されていないわけで、多額な経費をわざわざ一般財源から出して、執行することは大変な問題と思う。町長はじめ特別職は、10 月 1 日から即クビで選挙となっているもので、議員さんには色々と事情もありまじょうが、これだけ無駄な経費を使うことはおかしい話だと考える。しかも小委員会のメンバーもほとんど議員で構成され、その他委員が若干名入って審議が行われていることも聞いたが、要するに、議員の定数問題は、町長の例と同じく、特例を使わず、即設置選挙を実施して頂きたい。もし、特例を 2 年でも 1 年でも使うとなれば、東かがわ市の住民投票の報道と同じく、われわれは、必ず住民運動を行う。しかも特例を使わない場合には、設置選挙執行は、人口によらず小選挙区制が取れ、結果的に議員の激減緩和策も講じられるものと思う。

( 答え ) 特例を行使する場合の経費面での差額は、41 名の現議員と法で定める定数上限 26 名の単純 1 年間比較すると、58,000 千円の差が生じ、最長 2 年間で試算しますと、1 億 1,600 万となる。

普通交付税の中に議会費関連がカウントされていないとのこと指摘ですが、交付税の用途が目的別に特定されたものではなく、広く一般財源として利用出来る財源である点をご理解願う。

本年度の区長会でもお話しいたしましたとおり、私は、住民の代表であると認識しております。とお答えしましたし、今でも思いは変わっておりません。

### 吾北村地区説明会のご意見・ご質問（4地区で開催）

1. 10月7日（火）上八川地区

（質問）在任特例をつかって一番多い議員数になった場合と、一番少ない議員数で行った場合の報酬の差はどれくらいなのか？

（答え）在任を使った場合は41名で、設置選挙を行った場合は議員は26名となり、その報酬の差は、伊野町議員報酬にもとづいているが、約5800万円の差がでる。

2. 10月14日（火）小川地区

（質問）合併後の議員の数は決まっているのか？

（答え）決まっていない。現在の議員定数小委員会で検討中で、11月末に決定すると思われる。

3. 10月14日（火）小川地区

（質問）在任特例を使うとなると吾北村の議員は任期が6年となってくるが、それについてはどう考えているのか？

（意見）特例で認められているという背景もあるし、今いる議員さんに合併後もみとどけてもらえるということもあり、在任特例を使うことがベターであると考えます。

（答え）メリット、デメリットとともにあるのでそういう部分もふまえて検討中である。

4. 10月15日（水）下八川地区

（質問）議員数が減っていくと思うが、定数が26名となると、人口からいくと吾北

村からは3名ぐらいかと思うが、その少ない人数で今後調整はうまくいくのか？

( 答え ) 定数特例・在任特例について説明

( 意見 ) 在任特例賛成の声

### 本川村地区説明会でのご意見・ご質問(3地区で開催)

1. 平成15年10月20日(月)長沢地区

( 意見 ) 在任特例をとるにしても、とらないにしても、その後の議員数が心配。せめて1名でも残っていただきたい。

( 意見 ) 本川という地域に対する心、その心を代弁するのは議員である。いずれは26名以下になっていくのだから、当然のごとく、うまくいって1名の議員になってしまいうだろう。少なくとも合併後の最初の2年間は、新町将来構想を実現させるためにも、現在の10名の議員が努力して、事業化していただきたい。伊野・吾北の委員さんとも、非常に良い関係でやっているが、設置選挙についての意見も伊野町からは出されている。経費のこともあるが、せめて2年間ぐらいは、大きな心でもって見ていただきたい。

( 答え ) 個人的には、現在の議員さんに残っていただいて、構想の中の具体的事業を進めていただきたいと考えている。

( 意見 ) 伊野町からは設置選挙という声も出ているが、数で圧倒されないように、ぜひ、何とか調整をお願いしたい。

## ご意見箱コーナーでの議員の定数及び任期に対するご意見

受付月日	住所	内容
平成15年 5月 6日	伊野町	議員の任期については16年10月に合併すると同時に町村長と同じく解散すべきである。交付税も少なくなり、町の財源も苦しくなる今日、議員の私利私欲にとらわれ、合併特例任期を使い二年間の延長は止めてほしい。 住民は議員の報酬も少しでも減額して住民福祉のために使うと言うような議員を求めている。「私利私欲」でいつまでも居座るような議員はもういらん。そのような議員の名前を公表してほしい。そうせんと今後の行政には協力できん。この意見を合併協議会に発表してください。
平成15年 5月 6日	吾北村	議員さんは、自分だけよいことをしてはいかん、合併と同時に解散しなさい。
平成15年 6月 9日	本川村	議員の任期について伊野町、吾北村、本川村の合併を機会に町長、議員は同時に選挙し選管の費用も節約すべきであり、よって合併特例は適用しないように望む。
平成15年 6月13日	伊野町	議会の在任特例は駄目ですよ。みんな早く辞めて、その金は住民福祉に使うとよい。
平成15年 6月13日	本川村	合併後の議員の定数ですが、本川村からも最低3名は出てもらいたいものです。今までは、本川村の議員数は多かった様に思われます。村民の事を第一に思う議員さんが少ないと思っています。現数の内3名ぐらいいは良い議員さんがおられますので、合併後もこの人達の本川村の未来をたくしたい思いがします。
平成15年 7月 4日	本川村	平成15年5月6日のご意見箱コーナーを見て、このような人がいる伊野町とは私は合併はしたくないと思います。私たちは私利私欲にとらわれて、合併特例任期を言っておるのではないからです。合併と同時に村長も議会議員もいなくなる。出ても一人くらいの本川村ではせめて2年間は村の将来を見極める必要があるからとっております。16年10月に仮に特例が通ったとしても報酬はいらぬし、私は受け取るつもりはありません。(キタナイ)とまで言われて議員を続けるつもりも毛頭ありません。私利私欲でいつまでも居座るつもりもありません。(後略)
平成15年 7月11日	伊野町	議員定数等検討小委員会 殿 合併はよし。しかし在任特例を適用するとは、財政貧困時の今、議員殿町民の為より自分の為の選択かな。 在任特例をした場合、すべての金額計算出来るかな。 住民が胸を張るより、議員さん胸を張ってよ。町民の為の議員になれ。
平成15年 7月28日	伊野町	“議員の任期について” 合併特例2年間延長はもつての他。絶対阻止したいもの。ここ不況下に於いて喘いでいる住民の事を一考して、報酬及び定数の削減は「利害」をすて、遂行すべきでなからうか？せつかくの「新町」発足に向け、なんのための合併か熟慮してほしい。議員報酬、定員の削減を声大にして提案出来る議員(後略)
平成15年 7月30日	伊野町	昨今の新聞報道などでは、町村での合併にはどこどう合併するかの枠組みが決まると、どうしてか次のことが大問題となるように思われてならない。 新町村の名称をどうするのか。新庁舎をどこに置くのか。新町村議会議員をどうするのか。 現在では のみが残っているが、合併協議会だより第6号でも、伊野町区長会からの「要請書」等や、ご意見箱コーナーにも議会の在任特例は早くあきらめ、首長と議員は同時選挙 - これが住民の本当の声だろう。(後略)

## ご意見箱コーナーでの議員の定数及び任期に対するご意見

受付月日	住所	内容
平成15年 8月 4日	伊野町	合併に関係した会員は地方の行財政の独立を目指す料神を十分に考慮して、伊野町のサイフに金が1年でも残る様な合併をすべき事を、肝に銘じて置くべきだ。首長以下減給でこの不景気をのり切り、村から町から自立しようとしている時期、密室で協議会などもっての外、平成11年7月の地方分権一括法に従って議員数を伊野町の財源に応じた人数、本川(2人)、吾北(3人)、伊野(10人)定数として合併と同時に発足すべきだと思う。(後略)
平成15年 9月3日	本川村	合併協議会だよりはすみからすみまで拝見しております。特にご意見箱コーナーは十人十色と申しまして、人それぞれに考え方は違います。(中略) 議会在任特例は早くあきらめ、首長と議員は同時選挙。これが本当の声だろうと、言うかも。伊野人は別として、本川の人で1人でも在任特例をして、本川の2年間の将来を見極めてくれる人がおらんか。3町村議員全員無報酬で在任特例をすと言うても、住民はそれもいかんか、それを聞きたいが。
平成15年 9月17日	伊野町	合併の日をもって議会は解散とする。議員定数は25人。 本川 4名、吾北 8名、伊野 13名(現議員の約半数) 各地区立候補者上位4名、8名、13名を当選者とする事。
平成15年 9月22日	伊野町	特例はとるべきでない。堂々と選挙をして、合併後の“いの町”丸をこぎ出してください。新町長、新議員さんに期待しています。
平成15年 9月25日	伊野町	合併の設置選挙賛成です。伊野町 15名、吾北村 6名、本川村 3名。これで充分だと思います。区長会の意見を尊重して、下さい。これが住民の声です。
平成15年10月14日	本川村	感情まるだしの意見は大変見苦しい。特例任期をとると言う事はそれだけ人件費が支出されます。合併後は住民の血税です。議員報酬を受けとらない本川の議員さんはすばらしいお考えではないですか。41名が無報酬であればどうぞ特例をとって下さい。(後略)
平成15年10月14日	吾北村	私たちが選んだ吾北村議会議員は平成16年10月15日が任期です。3町村の合併が10月1日と聞いて居りますが、任期14日しかない議員が在任特例とかで居残るような事は絶対反対です。伊野、本川の町村民に恥をさらしはしないで下さい。
平成15年10月29日	吾北村	協議会だより第9号を見ると新町になると同時に新町長、議会の選挙をして新しい「いの町」としてスタートする方が、望ましいという住民が多いようです。私もそのうちの1人です。 在任特例使い2年間の将来を見極める必要はありません。いさぎよく町長、議会の同時選挙をしてほしい。無報酬でという様なことは法的にもいかんでしょう。(後略)